平成３０年（ノ）第１２３号　損害賠償請求調停事件

申立人　　次州　進

相手方　　株江太郎

相手方主張書面

平成３０年１１月９日

●●簡易裁判所 調停係　　御中

相手方　　株江太郎

第１　相手方の主張の骨子

　申立人の問題集や参考書が盗難にあったことにつき，相手方には何ら責任はなく，申立人の損害を賠償すべき義務はない。

第２　相手方の主張の内容

１　申立書「紛争の要点」に対する認否

同１，２及び３記載の事実は認める。

同４及び５は否認し，争う。

２　相手方に責任がないこと

（１）「自習カフェ」について

「自習カフェ」は定員１５名の有料自習室であり，利用することが出来る時間帯により様々な利用プランがあり，料金もプランごとに異なっている。

「自習カフェ」内部には，自習室以外に，１番から３０番まで番号の付された３０個のロッカー及び自動販売機やソファ，コピー機等が置かれた談話室が設置されている。

（２）ロッカーの利用について

ロッカー利用契約にもとづいて貸し出しているロッカーについては，「自習カフェ」利用規約において，盗難に関して，「ロッカーは利用者の責任において使用するものとし，ロッカー内に保管した物に盗難・損傷等が発生しても，『自習カフェ』は責任を負わない」と明記している。

また，「自習カフェ」内に設置されたロッカーは，１つ１つ施錠が可能なものであり，月額料金で利用する利用者に対しては，使用するロッカーを割り当て，その鍵を貸与している。

（３）本件で盗難にあった問題集等について

本件で盗難にあった問題集等は，いずれも，申立人が，ロッカーに入りきらないためロッカーの上に置いていたものである。

すなわち，申立人が問題集等を盗まれたのは，自ら，施錠できるロッカー内ではなく，ロッカーの上にこれらを置いていたためである。

ロッカー内の私物すら，前記の通り，その管理は利用者の責任とされ，相手方が責任を負わないこととされているのに，ロッカー外に置かれていた私物が盗難にあったからといって，相手方がその責任を負ういわれはない。

３　結論

したがって，申立人の問題集や参考書が盗難にあったことにつき，相手方には何ら責任はなく，申立人の損害を賠償すべき義務はない。

以上